

## 農地を初めて「取得」又は「借りる」前にご一読ください

新規就農者を目指す方へ

飯島町役場産業振興課

農業政策の基本的な考え方として、初めて農地を取得（農地法3条の許可や農地中間管理機構による利用権設定（借り入れ））した時点で、農業経営を開始（就農）したとみなされます。

新規就農に関する公的な支援制度は、農業経営を開始した時点から一定の期間内について支援を行うものがほとんどです。制度を活用する前には、計画や申請書類の作成や審査に数ヵ月～半年以上の時間がかかり、行政の予算措置等の手続きも必要になります。

農地を取得してから制度利用の相談や計画づくりを始めた場合、支援を活用できないか、活用できる期間が極端に短くなる場合がほとんどです。また、既に就農している状態に該当するため、就農に向けた研修制度もほとんどが利用できなくなります。

新規就農に関する支援制度を検討されている場合には、農地を取得しようとする前に産業振興課までご相談ください。

その他経営開始とみなされるタイミング等を下記に記載しますので、参考になさってください。

### 記

#### 【経営開始に該当する事項】

※次の内最も早い日を経営開始日と判断します。

- 1 初めて農地を取得した日（農地法3条許可、利用権設定）
- 2 初めて農業用機械や施設を取得した日
- 3 初めて本人名義での取引を開始した日（肥料や種苗の購入、出荷、販売）
- 4 青色申告承認申請書の事業開始日

#### お問合せ先

飯島町役場産業振興課 農政係

電話 0265-86-3111

Mail sangyousinkou@town.iijima.lg.jp

FAX 0265-86-6781